

物価高騰対策重点支援給付金(7万円/1世帯)のご案内

※口座を変更されない場合、手続きは不要です

※多賀城市低所得世帯支援特別給付金(3万円)を受給し、今回の給付金要件に該当する方に送付しています。

物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等の負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯7万円を支給します。

給付金の手続方法

同封の「支給のお知らせ」の中身を確認してください。

支給口座及び確認事項に間違いがなければ、特に手続きは不要です。

- ・口座の変更を希望される方、
- ・**■**確認事項に該当しない等の理由により、

給付金受取を辞退される方のみ、「支給のお知らせ」裏面に記載の上、

令和6年1月12日(金)までに提出してください。**※同日必着**

支給方法 口座振込

支給口座 ○○銀行○○支店 普通
0000**** 口座名義 ｶ

支給額 70,000円

支給日 後日郵送でお知らせします。(2月上旬予定)

今年度実施した給付金(3万円)の振込口座を記載していますので御確認ください。

令和6年1月12日(金)までに辞退または振込先変更の申出がない場合は、上記記載の口座への振込手続を開始します。**(※同日必着)**

上記口座とは異なる口座への振込を希望する場合は、裏面へ必要事項を記入し、提出してください。

■確認事項

本給付金は、以下の①～③全てに該当する方に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 本市で支給した物価高騰対策重点支援給付金(7万円)以外に他市区町村において同様の支給を受けた世帯ではありません。

お問い合わせ

多賀城市保健福祉部社会福祉課「物価高騰対策重点支援給付金」窓口



022(368)1405

受付時間 平日8:30~17:15